

真室川町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真室川町における空き家の有効活用を通して、真室川町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃借等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報提供するとともに、真室川町ホームページに掲載し紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する登録はできないものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、真室川町空き家情報台帳に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は「空き家バンク」抹消届(様式第5号)が

あったときは、当該空き家情報登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて登録者の登録された必要情報を利用希望者に提供できるものとする。

(空き家バンク利用の申請要件)

第8条 空き家バンク情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者。
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、真室川町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者。
- (3) その他町長が適当と認めた者。

(空き家バンク利用の申し込み及び通知)

第9条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用申込書及び誓約書(様式第7号)に希望物件の番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)その他必要事項を記入し、又は山形県電子申請システムを使用して、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申し込みのあった場合で、第4項に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、延滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

4 町長は、利用希望者が次のいずれかに該当するときは、申し込みを取消することができる。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (3) その他町長が適当でないとき。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月2日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。